

寛政六年度の江戸歌舞伎興行記録

— 写楽の活動を探る —

赤間 亮

東洲齋写楽については、マスコミに取上げられることも多く、関係の研究書も膨大である。写楽研究は盛んであるが、「写楽は誰か」ということ点においてであり、その素姓が明らかになつてしまつたら、誰も見向きもしなくなるのではないかという危惧さえ出る程である。最近の動向では、能役者の齋藤十郎兵衛に落着きそうな気配もあり、謎解きの興味は失われてしまうのかも知れず、写楽研究の危機が訪れているのだろうか。しかし、作品そのものの価値については決して評価が下がるわけではないこと、言うまでもない。写楽の正体探しに誰もが躍起になつてはいるなか、その作品そのものの研究は、意外と遅れている。筆者にとつては、この事実の方が、むしろ「写楽の謎」である。

それでは、歌舞伎研究の立場からは、どのようなアプローチの仕方があるのか。改めて確認するまでもなく、写楽の作品のほとんどは「役者絵」と呼ばれる歌舞伎役者や歌舞伎舞台を描いたジャンルのものである。

概して、役者絵は、浮世絵全体の点数からみて、六・七割を占

めるだろうと思われる。しかし、浮世絵研究の中で、「役者絵」の研究はあまり進んでいない。この事実が、そのまま写楽の作品研究の遅れと運動している。

役者絵であれば、なにかの演目を描いているわけで、その作品にどの配役の役者が描かれていて、いつどこで上演された演目のどの場面なのかを考証する必要がある。これは、吉田暎二氏や鈴木重三氏のほか、諏訪春雄氏の考証を経て、ほぼ確定してきているようである。写楽の作品では、役者名はその紋と似顔から、ほとんど問題なく判別でき、今後の考証結果のユレはないと思われが、画中には、いつさい役名が記されておらず、役名には諸説の存在してもおかしくないにも関わらず、あまり話題に上ることが少なかった点、これも作品研究の遅れを象徴している。もう一つ、まったく取上げられて来なかつたものに、「いつ」上演されたのかという問題がある。

本稿では、歌舞伎研究の立場から、写楽の時代の歌舞伎上演記録が、正しく把握されていたのかという点を追究してみたいと思

う。これは、実はそのまま写楽の活動期を再検討するという重大な問題と結び付くものである。

写楽は、寛政六年度から七年春にかけて江戸三座（この年は、都・桐・河原崎、三座とも仮櫓）の歌舞伎を題材に作品を発表している。一般に、寛政六年五月から寛政七年正月狂言までを描いているとされるが、このような上演月の根拠は、伊原敏郎著『歌舞伎年表』によっていることが多い。従って、ここでは、まずそれぞれの興行について、『歌舞伎年表』の記録を再検討する方法をとっていく。資料は、各種番付と音曲正本などの上演資料。さらに、年代記類による。ちなみに、この時期、まだ絵本番付には、初日の表記がなく、上演月日の根拠にはならぬことを断わっておく。

この年、五月興行は、初春興行からの継続を標榜している。直接、写楽作品に絡むわけではないが、そのため、初春興行から検討していきたい。

最初に『歌舞伎年表』の当該部分を掲出し、枠で囲う。なお、引用にあたっては、すべて新字体にした。配役その他の情報については最小限とした。

一、寛政六年春興行

寛政六年度の江戸歌舞伎興行記録

I 都座

- (1) 二月一日、都座、「初曙顔見（観）世曾我」（「初曙文祿曾我」）。浄るり「浜千鳥（衛）色菊蝶」。富本豊前太夫。
- 二番目、二日替り。初日、小いな半兵衛「俠容形近江八景」。後日、小菊半兵衛「達模椽吾妻八景」。
- (2) 三月三日より、都座、第三番目、草履打出る。
- (3) 三月廿三日より、第三番目四幕、「五人男」。大川屋足揃の段。石原門兵衛ノ段。油堀雁金屋の段。藤の棚捕物ノ段。
- (4) 都座百六十三年の寿「都の錦」とみ本豊前太夫門弟不残出勳。

さて、この年から仮櫓として都座が興行することになったが、正月には初日が出ず、二月に入る。

(1) 初日は、辻・役割番付ともに二月一日で異同はないが、大名題に『年表』の場合混乱がある。「初曙文祿曾我」は、上演資料類にこの外題を見出すことはでないものであり、次の五月興行と混同したものと思われ、無視してよい。それでは、「初曙顔見世曾我」なのか「初曙観曾我」なのか。辻・役割・絵本とも後者である。「初曙観曾我」を採用してよいであろう。「初曙顔見世曾我」の出典は、写本で伝わる「続名声戯場談話」であろう。

一番目四立目には、『年表』には記載がないが、「月の鏡」というめりやすが出ている（正本）。続いて、一番目五立目「浜千鳥色菊蝶」であるが、これでは六文字となる。番付類によれば「浜衛色菊蝶」が正しい。

二番目は、二日替りの興行方式をとり、初日後日で別演目が出る。二番目の辻番付口上によると、いわゆる櫓下番付（大名題が入った最もオーソドックスな辻番付）の後に、二番目だけ独立して辻番付を出したとのことである。

(2) 三月三日になり、同じ大名題（つまり興行名）のもと、第三番目「草履打の段」が追加される。役割番付には、この三月三日の幕の追加を知る手立てがない。辻番付にのみ「三日より」との表記があり、口上には、「当節句より右狂言一ばんめ二番目一日替り不残仕其上草履打之狂言一幕差添」とあることから、節句つまり三月三日のことである。おそらくは、二月からの幕もそれほど抜かれずに一幕追加されたことが知られる。『年表』の記事に、錯誤はない。

(3) 三月二十三日になり、三番目に四幕が追加される。やはり役割・絵本番付からは、この動向は探ることができないが、「廿三日より」とある辻番付が存在する。これは、四月二十三日の可能性も残るわけであるが、仮に『年表』に従っておく。

しかし、『年表』には場名に誤植がある。それぞれ「大川屋足揃」は「大門屋足揃」、「石原町兵衛」は「石原町兵衛」、「藤の棚捕物」は「藤の棚捕者」が正しい。また、「五人男」はゴチック表記になっているが、演目名ではなく、内容を表わしたものである。『年表』の外題にはこのパターンで外題表記化されたものがあるので、注意が必要である。三番目序幕には「五人男かけ合っらね」が出ている。

(4) 四月になると都座創立百六十三年の寿興行が行なわれる。久しぶりの再興であるので、催されたものであろう。日付は、辻番付口上に「十二日より日数十五日の間」とあるのみであるが、同じ口上には、「春狂言意二叶第三番目大切迄日二増御評判二預り」とあるから、三番目が出た三月以降の可能性が高く、「大切」とあることにより、四月十二日が妥当なところである。外題は、辻番付によれば「寿都錦」が正しい。

II 桐座

- | |
|---------------------------------------|
| (1) 正月十一日、桐座、「舞台花若栄曾我」四ばんつゝき。 |
| (2) 二月九日より、桐座、二番目中まく。 |
| (3) 三月三日より、桐座、二番目。 |
| (4) 三月十五日より、大詰、「轟曳花鐘入」。富三郎「道成寺」大出来。 |
| (5) 四月八日より、桐座、三番目。大阪生玉ノ場。垂井筒ノ場。勝曼坂ノ場。 |

桐座は、すでに天明朝に一度興行しているが、一旦、本櫓の市村座に戻って、やはりこの年度から再興している。

(1) 正月十一日と『年表』にあり、しかも、辻・役割番付とも「正月十一日」である。しかし、この日付は正しくない。役割番付の中に「正月廿五日」と記すものがあり、これは、追加幕の時に出した役割番付である。しかし、役割番付の日付は、追加幕の日付に逐一対応してはいかず、基本的にこの興行（大名題）の初日を記

すのみである。つまり、辻・役割番付ともに十一日初日の予定で製作されたものの、実際には、初日は二十五日まで延引したのである。そのため、本当の初日が、追加幕の時に出了番付に残ったのである。

大名題の表記に間違いはない。なお、場は不明であるが、一番目に所作事「常磐津方袂弾初」(常磐津)が演じられていることが絵本番付等から知られる。また、「歌舞妓年代記」によれば一番目五立目には「対面織物尽のつらね」が演じられている。

(2)「九日より」とある辻番付が対応する。番付にはその他場名が明記されており、「大三うらやの段」「あげや町茶の湯の段」「中たんぼやみじあいの段」の三幕が追加されたことがわかる。

(3)これも「三月三日より」とある辻番付が対応するが、ここには、二番目新狂言とあり、(2)が二月であることの根拠となっている。ここでも辻番付により「新清水花見のたん」「向島中田屋のたん」の場名がわかる。

(4)これは辻・役割番付両方に記載がある。日付は、辻番付の「十五日より」、同じく口上にある「二ばんめ切狂言」からは、(3)以降の十五日、つまり三月十五日であることをほぼ確定づける。音曲表記はないが、長唄であることは読取らねばならない。辻番付上にある豊竹要太夫は、道行部分を指す。なお、『近世邦楽年表』では、一月二十五日となっているが、この所作題が掲載されている役割番付の日付がそうなっているからで、実際にこの所作事が出た日付ではないのは、(1)で述べた通りである。

(5)これも「八日より」とある辻番付による。第三番目新狂言であるから、(4)よりは後、つまり四月とせざるを得ない。場名表記は次が正しい。「大坂生玉のたん、勝曼坂のたん、かさね井筒のたん」。

川河原崎座

- (1) 正月三日、河原崎座、「御曳花愛敬曾我」。
(2) 三月三日より、河原崎座、二番目、中幕。浄るり「色雉子浮名夜桜」。常わづ文字太夫連中。
おはな半七道行の段。京橋より品川までの引道具、三段返し大評判。
(3) 四月二日より、河原崎座、三幕。浅草の段。三囲の段。隅田川の段。浄るり「色垣衣娘俗」。常わづ文字太夫。

河原崎座は、享保二十年に初めて仮櫓として姿を現わし、寛政期はすでに三年度から興行を続けている。

(1)正月興行は、日付が大きくずれている。辻番付と「続名声戯場談話」には「十三日より」とある。単に十の文字が欠落した「年表」の誤植のようにも思われるが、現存唯一の役割番付によれば「二月六日より」となる。これは、桐座と同じ理由で、おそらく「十三日より」とする役割番付も出されていたものの、初日延引し、月が変わって六日になり、その痕跡を残したのが役割番付だけとなったものである。また、辻・役割番付により「四番続」である。

(2) 続いて、この記録は、「三日より」とある辻番付によっている。辻番付には「第二はんめ三幕」「両国柳橋の段、太刀売刀屋の段、道行浄瑠璃の段」とある。『年表』に「中幕」とあるのは、「続名声戯場談話」によるもので、これは、「三幕」の誤写であろう。浄瑠璃には誤りはない。

(3) 相応する辻番付口上に「四月二日より」とみえ、月日が確定している。場名は次の通り。「浅草二十軒の段、三團土手の段、角田川浄瑠璃の段」。浄瑠璃名題は「色垣衣娘售」が正しい。『邦楽年表』では、「四月八日」とも記されるが、根拠不明。

二、寛政六年五月興行

さてここからが、写楽の作品と直接関わりも持つとされる演目になる。

Ⅰ 都座

- | |
|---|
| <p>(1) 五月五日、都座、「花菖蒲文禄曾我」。故半五郎十三回忌追善の口上。</p> <p>(2) 堺町葺屋町両座共に「曾我祭」。</p> <p>五月、都座及び桐座にて「曾我祭」。</p> |
|---|

(1) 日付としては「五月五日より」(辻・役割)であり、「七幕統」であることを追加する。問題は、この狂言が「初曙後日狂言」と

うたっていることである。口上にもあるように「初曙後日曾我と仕亀山敵討ヲ新狂言ニ取組」んだもので、春の曾我狂言から形式の上では継続していることを強調する、江戸歌舞伎の常套手段である。本稿が春狂言から始めた理由はここにある。

六幕目に所作事「やどり車」が出ていたことが正本からわかる。

(2) 曾我祭については、上演資料は未見。「歌舞妓年代記」等による。

Ⅱ 桐座

- | |
|--|
| <p>(1) 五月五日、桐座、「敵討乗合噺」。浄るり「花菖蒲思弁」。常わづ兼太夫。「辰鷲」の所大出来。</p> <p>(2) 五月廿七日より、「曾我祭」出る。松ヶ枝踊、雀おとり、女夫おとり、住吉おとり、角力をとり、其他色々趣向仕候。</p> |
|--|

(1) 辻番付「五日より」、役割番付「五月八日より」とあり、「八日」を採る。辻に「わかやぎ曾我続きやうげん全部十一幕」とあり、役割番付をみると大名題に「舞台花若菜曾我 四番統」が残っている。辻番付の幕名は「鞠掛の段、鶴賀岡の段、固瀬村の段、浄瑠璃の段、仮宅の段」と五幕しかないのに、十一幕とある理由は、役割をみればわかる。この五幕に続いて、「第六 裾野の段、第七 月本邸の段、第八 敵討の段、第九 船繫松の段、第十 旅籠屋の段、第十一 曾我勧請の段」。「敵討乗合噺」とは、角書の「佐々木岸柳 志賀大七」と、曾我の敵討を乗合せた狂言との

意である。ただし、絵本番付には、仮宅の段以降はない。浄瑠璃は、一番目大詰（辻・役割）。

(2) 辻番付に「廿七日より」、名題は「若菜曾我まつり」とある。番組は、文字表記以外に誤りはない。

川河原崎座

(1) 五月五日、河原崎座、「恋女房染分手綱」。切狂言「義経千本桜」四ノ口切。浄るり「時鳥花有里」。常わづ。

(1) 辻番付「五日より」、役割番付「五月五日より」。番付カタリには、「曾我後日栄」とあり、曾我の続狂言であることをうたう。「十三幕」である。口上には、「十段目双六の段迄」と。「切狂言」とは、「続名声戯場談話」にあり、切狂言のなかで四段目口の道行の場が、浄瑠璃である。常磐津文字太夫の出演。

五月廿七日からは、「曾我まつり」（辻番付）が出ているが、『年表』上には見出せない。番組は「榊、太鼓、猿田彦、獅子、花出し、花笠けいこ、ぎをんばやし、俄、すゞめおどり、女形四季花踊、惣おどり、四神、御神輿」である。従って、この年は、三座とも曾我祭を出したことになる。

三、寛政六年秋興行

I 都座

(1) 七月廿五日、都座、「けいせい三本傘」。浄るり「鶏卜鐘篋衣々」。

寛政六年度の江戸歌舞伎興行記録

富本豊前太夫。

(2) 八月十七日より、都座、二番目。

(3) 台本に「けいせい三本傘」。二番目、二幕。

(1) 口上には秋狂言とある。「四番続」（辻・役割）。正本により一番目三立目「雲井の雁」（長唄）、一番目六立目に「下紐」（めりやす）、「相の山」（長唄）が存在していたことを追加でき、浄瑠璃名題は「鶏鐘篋衣々」が正しく、正本により「二番目大切」となるが、絵本番付によれば、一番目六立目の位置にある。

(2) 「十七日より」とある辻番付による。辻番付には場名表記はなく、『年表』に訂正部分はない。

(3) この台本の二幕は、いつの段階で追加された幕かは不明である。

II 桐座

(1) 八月十五（廿）日より、桐座、一番目「神蓋矢口渡」二段メロ口切、三段め口切。

二番目、大切、「四方錦故郷旅路」。二番目、大詰、浄るり「月眉恋最中」。常わづ芳太夫。

(2) 八月廿四日より、切狂言。桑太郎大坂上り、高麗蔵他座へ勤候名残狂言として、「姫小松子日遊」。

(1) 辻番付は夏興行に多くある、役割番付の板木を上下に組合せ

た縦形のものである。つまり、辻と役割で、同じ板木を使っている。辻番付の段階で、「八月十五日より」と枠外にあり、奥付部分には「八月」とのみあつたものが、役割番付として利用された時には、枠外はなくなり奥付の初日表記が「八月十五日より」になっている。『年表』の括弧内の廿日の出典は「年代記」の例がある。番付の口上には、「初日延引仕候」との断わりがあるように、興行上の混乱が見られることから、あるいは二十日が正しいのかも知れない。

二番目の「四方錦故郷旅路」は二番目名題であるので、「大切」は不要。「全部三冊」と、続狂言形式を採っている。浄瑠璃には訂正箇所はない。

この興行は、特殊な狂言立てをとっている。一番目の「矢口渡」は、大名題相当ではなく、二番目の「四方錦故郷旅路 全部三冊」が大名題続狂言形式となっている。一番目があるのに二番目が大名題となるのは、極めて珍しい。浄瑠璃は、大名題の狂言の最後なので二番目大切とならずに二番目大詰となる。きちんと原則が守られている。興行用語は、江戸期には予想以上に正確に使われており、用語により、興行実態が推察できる場合があることがわかる。

(2) 『年表』はこの興行にあたる辻番付には「廿四日より」とのみあるため、八月と誤つたものである。口上を読むと「九月節句より狂言興行可仕所段々延引仕」とあるため、九月が正しい。口上は、八月の狂言が節句に至つたので、追加の狂言を出すべきと

ころ、そのままになつてしまつたという意味で、九月節句後、休んでいたわけではなさそうである。

二番目狂言である「四方錦故郷旅路」の「第三ばんめ切狂言」として名題は「姫小松子日の遊」。場名は「島物語の段」である。

川河原崎座

(1) 七月七日、河原崎座、「二本松陸奥生長」。浄るり「桂川月思出」。常わづ文字太夫。

(2) 八月九日より、河原崎座、観蔵名残狂言。二幕、「紅葉禰錦滝」

(1) これは、『年表』が一ヶ月誤っている。役割番付には「八月七日より」とあり、辻番付の「七日より」も八月七日のことと考えるべきである。『年表』は、例によつて「続名声戯場談話」の誤りを踏襲したもの。「十三幕」の続狂言。場は定かでないが、「露の色」(めりやす)の正本が残る。浄瑠璃は、九幕目。

(2) ここも(1)に引きずられてひと月のズレがある。辻番付に「九日より」とあるのは、九月九日のことである。二番目二幕「毛拔使者の段、鳴神壇場の段」が追加された。「紅葉禰錦滝」は、鳴神の段を独立した名題としたもの。

四、寛政六年九月興行

I 都座

(1) 九月九日、都座、「義経千本桜」序切より二ノ口切、道行、狐場

「まで。切狂言「色競比翼塚」上中下三幕。

(1) 辻番付によれば初日「九日より」、口上に「九月かわり」とあり、動かない。役割番付に四段目口「道行初音旅」(義太夫)の名題が載る。切狂言は絵本番付に場名が表記され、「江の島の段、鈴が森の段、花川戸の段、大川橋の段」と四幕である。

II 桐座

※桐座は、この年、九月興行としては独立していないため、『年表』にも興行記録はない。

川河原崎座

(1) 九月廿一日、河原崎座、「仮名手本忠臣蔵」。

(1) 八月からの興行は、九月に毛抜・鳴神を追加したが持ちきれず、途中でつぶれたものように、九月二十一日(辻・役割)という切羽詰まったところで「仮名手本忠臣蔵 十一幕」を出している。辻番付は、辻・役割共用の縦型。

五、寛政六年顔見世興行

この年は、十一月に閏月があり、そのため、顔見世興行が三ヶ月に亘ることになる。顔見世興行のいわゆる辻(橋下番付)は出

ないが、この年は閏月の関係で追加幕の辻番付が存在する。

I 都座

(1) 十一月一日、都座、顔見世「閏納子名歌誉」。浄るり「鶯宿梅恋初音」富本。

(2) 閏十一月二日より、都座、「花都廓繩張」。

(1) 役割に「十一月朔日」。大名題は六文字となっており、誤り。「閏納子名和歌誉」で、「四番続」である。所作事では場は不明ながら「糸車」(めりやす)、二立目に「葦菊姿花轆」(長唄)がある。富本浄瑠璃は、一番目四立目(役割)に出たもの。

(2) この狂言は、閏月に入つて顔見世興行のまま大名題を替えたものである。立作者は並木五瓶で、カタリに「世界は将門後日仕組は大坂二替」とあるように、大坂風の狂言仕組であり、続狂言の表記がない。江戸の観客に合わず、評判は良くなかったと伝えられる。『年表』に誤りはない。

II 桐座

(1) 十一月朔日、桐座、顔みせ「男山御江戸蟹石」四番つゞき。一番目、四立目「忍恋雀色時」。常磐津兼太夫。

(2) 閏十一月一日より、桐座、二番目。山下金作、延着につき此時より出動。

- (1) 役割番付に「朔日より」を墨書で「六日」と訂正したものと、「七日より」とあるものが存在する。朔日の予定が六日に延び、結局、七日となったものであろう。(2)で触れる辻番付口上にも「去ル七日より顔見勢興行仕」とある。従って、十一月七日とするのが正しい。三立目には市川蝦蔵自作という「しばらくのつらね」が正本として独立して出ている。四立目浄瑠璃の他に、六立目に琴歌「小夜衣」(長唄)がある。
- (2) 「閏霜月朔日より」とある辻番付による。記録上の誤りはない。

川河原崎座

(1) 十一月二(一)日、河原崎座、顔見世「松貞婦女橋」。一番目四立目「神楽月祝の紅葉衣」。常わづ文字太夫。二番目に、浄るり、常わづ。

(1) 二日という記録は、「続名声劇場談話」にあり、『年表』はここから採ったもの。現存役割番付では「朔日」のみ。誤写の可能性を踏まえて、十一月一日としておく。正本により、三立目には「折能恋掛鳥帽子」(長唄)の所作事がある。四立目浄瑠璃には錯誤はない。しかし、二番目には、十一月一日段階では、浄瑠璃は出していない。

月が替り、閏十一月朔日になると、『年表』には記録されていない追加幕がある。辻番付には、「朔日より」とのみあるが、「新

狂言三幕 第貳ばんめ大詰二取組」とあることから、閏十一月か十二月一日の初日である。いずれであるかの決定はできないが、大詰の言葉より、三番目を出す可能性を感じ取られるため、まだ興行期間を残しているのを見て、閏十一月としておく。場名は、「田畑村西行庵の段、小袋坂蘭じやいの段、扇ヶ谷浄瑠璃の段」である。正本により、大詰の序幕(西行庵の段)にめりやす「木毎のいろく」(長唄)のあることが判明。辻番付には浄瑠璃「春待猫妻乞」(常磐津)常磐津文字太夫、が見える。

六、寛政七年春興行

Ⅰ都座

(1) 正月十九日、都座、「江戸砂子慶曾我」。今様狂言、浄るり「冬簀廓水仙」。富本豊前太夫、同延寿斎。

第二番目、「五大力恋緘」。

(2) 三月九日より、都座、浄るり「桃枝娘雛形」。富本豊前太夫。二番目大詰、「三瀬川吾妻人形」。二代目菊之丞廿三回忌追善。男舞、春駒、切禿。

(1) 辻番付「十五日より」、役割「正月十一日より」。春狂言の場合、役割番付は、お年玉として、年末までに作成され、年が明けてから配られるもの。従って、制作が最も早く、初日表記は、辻番付よりも早い場合が多い。春興行に限って、辻番付の方が、役

割番付よりも実際の上演情報という面からみて、信頼性が高い。この場合も、それが当てはまる。しかし、『年表』の「十九日」は、出典不明。一応「十五日」初日としておく。浄瑠璃名題は「今様」が角書で「今様 冬笠廓水仙」とすべき。絵本と正本に場表記があり、正本が一番目五立目、絵本が一番目六立目。仮に絵本に従う。二番目名題は、番付等に名題としての表記はなく、内容を表示したもの。ただし、二番目中幕に「五大力」（めりやす）がある。

(2) 例によって、続狂言の曾我狂言が追加幕を出している。辻番付には「九日より」とあるが、二月の可能性を否定できない。『年表』「続名声戯場談話」とも三月としており、仮に三月に従うこととする。場名は、「浅草奥山の段、城木屋の段」（絵本）。富本浄瑠璃は二番目（絵本によれば「城木屋の段」、二番目大切所作事は長唄で、細目は、「男舞、浦島、春駒、おやま出づかひ、切禿」である（正本・絵本）。

なお、四月五日からは、曾我狂言を離れ、「仮名手本忠臣蔵」が出る。

II 桐座

(1) 正月十五（十三日）日、桐座、「再魁霖曾我」四番つゞき。浄るり「浪花衝別墅」。常わづ兼太夫。

(2) 二月一日より、桐座、二番目。洲崎汐浜ノ場。仲町茶屋ノ場。屋根仕合ノ場。浄るり、おつま八郎兵衛「八十八夜恨鮫鞘」常わづ兼

太夫。

(3) 二月十三日より曾我後日「八百屋お七恋江戸染」。浄るり「筆茅針恋字」。

(1) 役割に「十三日」、辻が「十五日」である。前述の事情がここでも当てはまる。浄瑠璃は、一番目四立目。六立目に「対面のつらね」がある。

(2) 辻番付に「二月朔日より」。場名は「洲崎塩浜の段、仲町茶屋の段、家根仕合の段」と小異。浄瑠璃は、「二番目中幕」。

(3) 「十三日より」とある辻番付による。「霖曾我後日狂言 八百やお七恋江戸染」とある。口上に「曾我物がたりの狂言並にお妻八郎兵衛のきやうげん迄第壹ばんめ不残仕後日狂言を第二ばんめ二取組奉入御覧二候」とある。場名は、「吉祥寺の段、八百屋の段、詮儀の段、浄瑠璃の段」。

なお、三月十一日からは、別興行の初日が出ている。

III 河原崎座

写案は、寛政七年春狂言の内、この狂言のみ描いていない。

(1) 正月十五日、河原崎座、「住連筋吉例曾我」。

(2) 三月三日より、河原崎座、二番目出る。

(3) 四月十六日より、河原崎座、二番目「女非人敵討」。

寛政六年春〜寛政七年春 江戸歌舞伎興行年表

●都座 へ寛政六年

2・1	◎「初囃観曾我」四番統 ・一 番目四立目 めりやす「月の鏡」長唄 富士田新蔵、杵屋弥十郎
3・3	・三 番目（追幕）「草履打の段」
3・23	・三 番目（追幕）四幕「大門屋足揃の段、石原町兵衛の段、油堀厂金屋の段、（かへし）藤の棚捕者の段
4・12	・三 番目序幕せりふ「五人男かけ合つらね」 ・（寿）都 錦 富本豊前太夫 ※都座百六十三年の寿。
5・5	◎（初囃後日狂言）「花鳥浦文祿曾我」七幕統 ※故坂田半五郎十三回忌追善の口上。
5・27カ	・六 幕目 所作「やどり車」長唄 潮出市五郎、杵屋弥十郎 ・大切（追名題）「曾我祭」 ※今年さかい町ふきや町両座共に曾我祭花やかにて大評判。
7・25	◎「けいせい三本傘」四番統 ・一 番目三立目 琴唄「雲井の雁」長唄 潮出市五郎、杵屋弥十郎

(1) 現存の辻番付はすべて「十五日より」の上から墨書で「七」と訂正を入れてある。役割番付は「二月十三日」である。つまり、最初正月十五日の予定が、二月七日まで延引し、おそらくは二月十三日になってようやく初日があいたものであろう。続狂言としては「五番統」。五立目には、めりやす「わかれ雪」がある。

(2) 三月三日の根拠はやはり「続名声戯場談話」。これに相当する辻番付には、「廿一日より」とあるものと、墨書訂正して「二日」としたもの、「七日」としたものがある。墨書なので、後代の書込みの可能性も残るが、少なくとも二月での二番目追加の予定が三月までずれ込んだものであろう。場名は「竜の口仕置場の段、花川戸の段」。

(3) 相当する辻番付には「十六日より」とある。四月で問題は無い。しかし、「女非人敵討」は「年代記」にも記されるが、正式な名題ではなく、内容を示したものの。場名があり、「次郎右衛門屋敷の段、大按寺堤の段」の二幕である。

なお、五月五日からは、別興行「仮名手本忠臣蔵」が始る。

以上をまとめて、座ごとに年表化してみる。◎で一興行が替わったことを表す。

7・25	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一番目六立目 めりやす「下紐」長唄 富士田新蔵、杵屋弥十郎 ・ 一番目六立目 所作「相の山」長唄 湖出市五郎、杵屋弥十郎 ・ 二番目大切 浄瑠璃「鶏籠篋衣々」富本豊前太夫
7・25 以降	<ul style="list-style-type: none"> ※絵本によれば一番目六立目カ ・ 二番目（追幕）二幕（お花半七） ・ 二番目（追幕）
8・17	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二番目（追幕）
9・9	<ul style="list-style-type: none"> ◎「義経千本桜」序切・二の口切・道行・狐場 ・ 四段目口 所作「道行初音旅」義太夫 竹本頼母太夫 ・ 切狂言「色競比翼塚」上中下
11・1	<ul style="list-style-type: none"> 江の島の段、鈴が森の段、花川戸の段、大川橋の段 ◎「閨納子名和歌書」四番統 ・（場不明）めりやす「糸車」長唄 ・ 一番目二立目 所作「草菊・姿花敷」長唄 芳村伊三郎、杵屋弥十郎 ・ 一番目四立目 浄瑠璃「鶯宿梅恋初音」富本豊前太夫 ◎「花都廓繩張」
関11・1	<ul style="list-style-type: none"> △寛政七年
1・15	<ul style="list-style-type: none"> ◎「江戸砂子慶曾我」四番統 ・ 一番目六立目 浄瑠璃「今様 冬笠廓水仙」 富本豊前太夫、富本延寿齋
	<ul style="list-style-type: none"> ※正本では五立目。

寛政六年度の江戸歌舞伎興行記録

5・8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二番目中幕 めりやす「五大力」長唄 芳村伊三郎、杵屋弥十郎 ・ 二番目（追幕）浅草奥山の段、城木屋の段 ・ 二番目 浄瑠璃「桃柳娘雛形」富本豊前太夫 ・ 二番目大詰 所作「三瀬川吾妻入形」長唄 男舞・浦しま・はる駒・おやま出づかひ・きりかむろ 芳村伊三郎、杵屋弥十郎
5・8	<ul style="list-style-type: none"> ◎「舞台花若宋曾我」四番統 ・ 一番目五立目 せりふ「対面織物尽のつらね」 ・（場不明）浄瑠璃「常盤津方快彈初」常盤津兼太夫 ・ 二番目中幕（追幕）大三うらやの段、あげや町茶の湯の段、中たんぼやみじあいの段 ・ 二番目（追幕）新清水花見の段、向島中田屋の段 ・ 二番目切狂言 所作「鼻現花鐘入」長唄 ※道行は義太夫（豊竹要太夫）。 ・ 三番目（追幕）大坂生玉の段、勝曼坂の段、かさね井筒の段 ◎（若宋曾我続きやうげん）「敵討乗合話」十一幕 鞆掛の段、鶴賀岡の段、固瀬村の段、浄瑠璃の段、仮宅の段 ・ 一番目大詰 浄瑠璃「花菖蒲思筈」常盤津兼太夫
5・8	<ul style="list-style-type: none"> ●桐座 △寛政六年
5・8	<ul style="list-style-type: none"> ※二代目瀬川菊之丞二十三回忌追善。

5・27	・(追名題)「若菜曾我まつり」松ヶ枝おどり、雀おどり、 女夫おどり、住吉おどり、角力おどり
8・15 (20力)	◎(四方錦故郷旅路) ・一番目 名題「神靈矢口渡」二段目口切、三段目口切 ・二番目 大名題「四方錦故郷旅路」三冊 ・二番目大詰 浄瑠璃「月眉恋最中」常磐津芳太夫 ・三番目切狂言(追名題)「姫小松子日の遊」島物語の段 ※「桑太郎大坂上り、高麗威他座へ勤候名残狂言」。
9・24	◎「男山御江戸盤石」四番統 ・一番目三立目 せりふ「しばらくのつらね」 ・一番目四立目 浄瑠璃「忍恋雀色時」常磐津兼太夫 ・一番目六立目 琴唄「小夜衣」長唄 潮出市五郎、杵屋和吉 ・二番目(追幕)二幕 ※山下金作、延着につき此時より出勤。
11・7	閏11・1 △寛政七年△ ◎再魁器曾我 四番統 ・一番目四立目 浄瑠璃「浪花衛別墅」常磐津兼太夫 ・一番目六立目 せりふ「対面のつらね」 ・二番目(追幕)三幕 洲崎塩浜の段、仲町茶屋の段、家根仕合の段 ・二番目中幕 浄瑠璃「八十八夜根数翰」常磐津兼太夫 ◎二番目(霖曾我後日狂言)「八百屋お七恋江戸染」 吉祥寺の段、八百屋の段、詮儀の段、浄瑠璃の段

2・6	◎「御曳花愛敬曾我」四番統 ・二番目(追幕)三幕 両国柳橋の段、太刀先刀屋の段、道行浄瑠璃の段
3・3	・二番目 浄瑠璃「色雉子浮名夜桜」常磐津文字太夫 ・二番目(追幕)三幕 浅草二十軒の段、三圍土手の段、角田川浄瑠璃の段
4・2	・二番目 浄瑠璃「色垣衣娘巻」常磐津文字太夫 ◎(曾我後日栄)「恋女房染分手綱」十三幕 ・切狂言「義経千本桜」二幕 四段目口切 ・(場不明) 浄瑠璃「風流道行時鳥花有里」常磐津文字太夫 ・(追名題)「曾我まつり」 榊・太鼓・猿田彦・獅子・花出し・花笠けいご・きをんばやし・俄・すゞめおどり・女形四季花踊・窓おどり・四神・御神輿 ◎「二本松陸奥生長」十三幕 ・(場不明) めりやす「露の色」長唄 松永和風、杵屋六三郎 ・九幕目 浄瑠璃「桂川月思出」常磐津文字太夫 ・二番目(追幕)二幕 毛拔使者の段、鳴神檀場の段 ・二番目(追名題)「紅葉禰錦滝」 ※辻番付口上にある「鳴神檀場の段」を独立した名題にしたもの。
5・5	◎「御我後日栄」十三幕 ・切狂言「義経千本桜」二幕 四段目口切 ・(場不明) 浄瑠璃「風流道行時鳥花有里」常磐津文字太夫 ・(追名題)「曾我まつり」 榊・太鼓・猿田彦・獅子・花出し・花笠けいご・きをんばやし・俄・すゞめおどり・女形四季花踊・窓おどり・四神・御神輿 ◎「二本松陸奥生長」十三幕 ・(場不明) めりやす「露の色」長唄 松永和風、杵屋六三郎 ・九幕目 浄瑠璃「桂川月思出」常磐津文字太夫 ・二番目(追幕)二幕 毛拔使者の段、鳴神檀場の段 ・二番目(追名題)「紅葉禰錦滝」 ※辻番付口上にある「鳴神檀場の段」を独立した名題にしたもの。
5・27	・二番目大切カ 浄瑠璃「筆冴針恋字」常磐津兼太夫
8・7	◎「御我後日栄」十三幕 ・切狂言「義経千本桜」二幕 四段目口切 ・(場不明) 浄瑠璃「風流道行時鳥花有里」常磐津文字太夫 ・(追名題)「曾我まつり」 榊・太鼓・猿田彦・獅子・花出し・花笠けいご・きをんばやし・俄・すゞめおどり・女形四季花踊・窓おどり・四神・御神輿 ◎「二本松陸奥生長」十三幕 ・(場不明) めりやす「露の色」長唄 松永和風、杵屋六三郎 ・九幕目 浄瑠璃「桂川月思出」常磐津文字太夫 ・二番目(追幕)二幕 毛拔使者の段、鳴神檀場の段 ・二番目(追名題)「紅葉禰錦滝」 ※辻番付口上にある「鳴神檀場の段」を独立した名題にしたもの。
9・9	◎「御我後日栄」十三幕 ・切狂言「義経千本桜」二幕 四段目口切 ・(場不明) 浄瑠璃「風流道行時鳥花有里」常磐津文字太夫 ・(追名題)「曾我まつり」 榊・太鼓・猿田彦・獅子・花出し・花笠けいご・きをんばやし・俄・すゞめおどり・女形四季花踊・窓おどり・四神・御神輿 ◎「二本松陸奥生長」十三幕 ・(場不明) めりやす「露の色」長唄 松永和風、杵屋六三郎 ・九幕目 浄瑠璃「桂川月思出」常磐津文字太夫 ・二番目(追幕)二幕 毛拔使者の段、鳴神檀場の段 ・二番目(追名題)「紅葉禰錦滝」 ※辻番付口上にある「鳴神檀場の段」を独立した名題にしたもの。

●河原崎座△寛政六年△

9・21 ◎「坂名手本忠臣蔵」十一幕
11・1 ◎「松貞婦女橋」四番続

・一番目三立目 所作「折能恋掛烏帽子」長唄

松永和風、杵屋六三郎

・一番目四立目 浄瑠璃「神楽月祝紅葉衣」常磐津文字太夫

・二番目大詰（追幕）三幕

田畑村西行庵の段、小袋坂間じやいの段、扇ヶ谷浄瑠璃の段

・二番目大詰序幕 めりやす「木毎のいろいろ」長唄

松永和風、杵屋六三郎

・二番目 浄瑠璃「春待猫妻乞」常磐津文字太夫

〈寛政七年〉

2・13 ◎「住連飾吉例旨我」五番続

・一番目五立目 めりやす「わかれ雪」長唄

松永和風、杵屋六三郎

3・7 ・二番目（追幕）奄の口仕置場の段、花川戸の段

4・16 ・二番目（追幕）次郎右衛門屋敷の段、大按寺堤の段

※年代記に「女非人敵討」とある。

※音曲関係の記事については、「正本による近世邦楽年表（稿）——享保から慶応まで——」（国立音楽大学音楽研究所年報）11集別冊）参照のこと。

※大久保純一著「東洲齋写楽」（新潮社・平成九年十月）には、本研究の成果が反映されている部分がある。

七、写楽の活動に関する疑問と仮説

長々と、『歌舞伎年表』の訂正をしてきたが、写楽研究において、作品製作の土台となる演目の上演記録がここによりやく整ったことになる。つまり、写楽の活動が月単位から日単位で探ることができるようになったわけである。これにより、写楽研究が一步でも進むことを期待するが、ここでは、写楽の活動に関するいくつかの現象を取上げて、疑問と仮説を提出して、本稿を閉じた。

①六月・七月・九月・十月には役者絵を描いていない？

写楽は、一般に十ヶ月間の活動期と言われている。しかし、その短期間に役者絵作品を発表していない休止期間がある（相撲絵や武者絵は月の特定はできない）。写楽の描いた歌舞伎作品は、五月・八月・十一月・閏十一月・正月の上演演目だけを描いている。

これまで、河原崎座は七月七月初日の興行があるとされていた。都座も七月二十五日の初日（実際はこれよりさらに遅れることがある）であるから、ほぼ八月興行と言ってよい。したがって、一つ目の大きな休止期は六月から七月までの二ヶ月間である。

この時期は、芝居興行も夏休みであり、この年は、六月の興行はなく、完全休業中であつたため、描くべき芝居がなかつたためである。もう一つの休業期は、九月から十月まで。この期は、芝

居興行があるにも関わらず、役者絵が一枚も見つかっていない。十ヶ月間とはいうものの、実は、四ヶ月間は写楽自身も絵師としての活動を休止していたと思われるのである。これは、既に部分的に諸氏によって触れられている大きな問題であるが、結論を急がず、今後の課題とする。

②寛政七年春興行の作品数は少なく、河原崎座の作品がない

寛政七年の春興行には、都座に二セット七枚、桐座に一セット三枚の作品が報告されているが、顔見世興行の時の充実ぶり引き替え、貧弱である。特に河原崎座の作品は一枚も見つかっていない。

『年表』の初日の誤りが明らかになったように、河原崎座は、初日が延引し、二月十三日である。従って、写楽は、この初春興行については、河原崎座の上演情報が入ってくる前に役者絵師としての仕事から離れたとみることができる。都座・桐座とも見込みで描いても可能な場面しか描いておらず、場合によっては、寛政七年の新年を迎えることなく、廃業した可能性もあり、さらに活動期間はせばめられることになる。

③落款に「東洲齋」の有無がある

周知の如く、落款には「東洲齋」の有無がある。しかし、これは極めて規則的である。いわゆる第二期までの作品にはすべて「東洲齋写楽画」。第三期に河原崎座の三セット七枚だけが「東洲齋写楽画」。それ以外は、第四期まですべて「写楽画」である。

おそらく、第三期、齋号のある七枚は、顔見世興行にあたって、

早くに取材した作品である可能性が高い。いずれも背景は、無地か浄瑠璃名題にある紅葉をあしらったものである。上演前の芝居制作中、限られた情報により予定稿として描くものがあり、もし内容に変更があっても辻褄があうように曖昧に描いている。これらの七枚はまさしく、その描法であり、早い段階の予定稿と言える。

桐座は顔見世初日が他座に遅れており、したがって、すべて「写楽画」落款である。都座は河原崎座と同じく朔日初日と考証されるが、河原崎座から取材し始めたため、すべて「写楽画」落款となったと考えられる。こうした考え方を、今回、桐座の初日遅れから補強することになった。

④細判作品の出版期間から活動を探る

写楽作品には大判・間判・細判が混在している。一般にこの時期、芝居の上演に直結した役者絵としては細判が基本であり、それ以外の判型は、特注版とみなすべきかと考えられる。

写楽の場合、衝撃的な大判からスタートしたため、細判を贋作とみるむきも多いが、仮に上記の考え方を採った場合、本格的な役者絵師としての活動は、七月からということになり、九月十月の休止期を抜くと、十ヶ月どころか、職業絵師としては、極めて短期間の活動期になる。

また、大判作品は、極めて系統立った編集である。篠塚浦右衛門とされている都座の口上は、五月興行に取材した大首作品と、八月興行に取材した全身像作品の中間に位置するもので、その裏

書として見える口上書に「口上 自是二番目新板似顔奉入御覧候」とある。これは、歌舞伎の興行慣習に準えて役者絵の二番目を続けて出版する口上であり、実際の芝居では、一番目の最後で述べられる口上であるため、背景の白雲英を考慮に入れても、第一期の最後に置くべきものかも知れず、大首を一番目、全身像を二番目として、連続性の極めて高い作品群であることを再確認せざるを得ない。

これは、第一期大首作品が突発的に五月興行の前に企画されたもので、興行前か興行中の早い段階での制作とみる可能性をうすくしている。場合によつては、六月。あるいは六月後半から七月前半には準備の始まっているはずの盆狂言が全く始る気配のない、その七月に、五月狂言に取材した大首絵を仕上げて「一番目」とし、八月興行は、続けて予定稿の形で大判作品の製作にかかり、シリーズとした。一方で、七月後半からは、本格的に芝居絵師としての活動を始め、細判作品を発表していく。こうした構図が見えて来るわけである。

となると、スポンサーの出資による製作ともされる第一期の活動についても、五月前半というより、五月後半から六月以降と見たいが、如何なものか。

(あかま・りよう 本学助教授)